

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 民生委員法施行細則
- ◇告示 土地の公用廃止
- 小売販売業者甲の臨時業者登録
- 右 同
- 海区漁業調整委員会委員の選任
- 身分を示す証票の交付
- 土地改良区役員の新任及び就任
- ◇選管告示 当選証書の附与

## 規 則

民生委員法施行細則をここに公布する。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十三号

### 民生委員法施行細則

民生委員法施行細則（昭和二十四年四月鳥取県規則第二十七号）の全部を改正する。

第一条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号以下「法」という。）の施行については、法、民生委員法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号以下「政令」という。）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 民生委員推薦会が法第六条の規定により民生委員候補者を推薦する場合は、推薦書（様式第一号）及び推薦調書（様式第一号の二）を、市にあつては知事に、町村にあつては所轄地方事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

第三条 政令第十一条の規定による民生委員審査会の委員の定数は、十八とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

昭和 年 月 日

郡 町村 民生委員推薦会

委員長 氏 名 殿

鳥取県知事 氏 名 殿

民生委員候補者推薦書

本会において、審議の結果、民生委員候補者として、左記の者を決定したから、民生委員候補者推薦調書を添えて推薦する。

記

民生委員協議会

現在数 人 人

推薦候補者備考 氏名 (前任者) 氏名

計

人

記載上の注意

- 1 現在数欄は、現在民生委員である者の数を記入するものである。
- 2 辞任者とその後任の推薦候補者とは同じ欄に記入すること。但し前任者が既に解嘱せられ又は何等かの事由により、欠員のところを補充のため新たに推薦する場合は、その旨備考欄に記入し、辞任者欄の記入は要しないこと。

様式第一号の二

民生委員候補者推薦調書

住 所	氏 名	ふりがな
	氏 名	がな
職 業 内 容	生 年 月 日	(満才)
	性 別	男 女
勤 務 先	性 別	男 女
	性 別	男 女
地 域 名	前 任 者	氏 名
	前 任 者	氏 名
事 項 内 容	辞 任 理 由	(教育程度)
	辞 任 理 由	(最終了校名)
家 族 構 成		

現在就いて る公職名	政治又は思想団 体加入の有無
公民権の有無	健康 状態
生活上の余暇 の有無	資産 程度及び 生活 程度
社会事業に對す る興味及び執意	性行並びに 社会的信望
社会方面民生委員 事業経験年数 に對する他の経験 する種別及び年月 経験数	
要方面民生委員 制度における 大程度に於ける の経験	備 考
歴右以外の経験	年 月 日 調
地方事務所長、 市長の判定及び その他の事項	
審査会の判定及 びその他の事項	

記載上の注意

- 1 本調書はできるだけ具体的且つ詳細に記入すること。
- 2 該当のない欄は、必ず斜線をもつてまつ、消すること。
- 3 地域及び事項を兼務している者については、担当別

欄に併記すること。

- 4 「地方事務所長、市長の判定及びその他の事項」については、本調書經由の時期において記入すること。
- 5 「審査会の判定及びその他の事項」については、民生委員審査会において記入すること。

告 示

鳥取県告示第四百三十五号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 東伯郡東郷町大字引地字村前五二〇番地先

旧道路敷 九拾三坪

(関係図面は土木部管理課に保管する)

鳥取県告示第四百三十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)

第十九条第一項第三号の規定に基づき、次のとおりその業

務を廃止しようとするものに代つて引き続き業務を営む  
小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

△ 登録した業者

登録番号 西第一四九号

登録年月日 昭二九、七、二五

氏名又は名称 西原 邦夫

営業所所在地 日野郡根雨町大字根雨四〇九

事業区域 根雨第一区域

業務開始月日 昭二九、八、一

一 廃業した業者

登録番号 西第一二三号

氏名又は名称 根雨町農業協同組合

営業所所在地 日野郡根雨町大字根雨四〇九

鳥取県告示第四百三十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三三号）

第十九条第一項第四号の規定に基き、次のとおり一部の  
営業所を廃止しようとするものに代つて引き続き業務を  
営む小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 登録した業者

登録番号 東第一五七号

登録年月日 昭二九、七、二五

氏名又は名称 谷沢 房雄

営業所所在地 気高郡酒津村四七七

事業区域 酒津村

業務開始月日 昭和二九、八、一

一 廃業した業者

登録番号 東第一四〇号

氏名又は名称 浜村米穀小売企業組合酒津販売所  
営業所所在地 気高郡酒津村四七七

鳥取県告示第四百三十八号

漁業法（昭和二十五年法律第二百六十七号）第八十五条  
第三項第二号の規定により昭和二十九年八月十二日次の  
とおり鳥取海区漁業調整委員会委員を選任した。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

区分 氏 名 職業 住 所

学識経験委員 浜口虎太郎 漁業 鳥取市賀露町

証 票 の 種 別

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十  
二年法律第二百十七号）第十条の規定に基くもの  
診療エツクス線技師法（昭和二十六年法律第二百十六号）  
第二十七条の規定に基くもの  
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条の規定  
に基くもの

同 右 和田富士一 同右 西伯郡境港町

公益代表委員 上村 忠彦 団体役員 岩美郡岩美町

鳥取県告示第四百三十九号

次のように身分を証明する証票を交付した。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番 号 交付年月日 職名 氏 名

第八号 昭和二十九年 八月一日 技師 澁谷 泰彦

第二四号 " " 技師 澁谷 泰彦

第二九号 " " 技師 澁谷 泰彦

第三〇号 " " 主事 西山 松壽

第三一号 " " 主事 森反 栄

第三二号 " " 技師 福田 弘

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

退任した役員の名及び住所

江北土地改良区

理事	森本 米藏	東伯郡北条町大字江北
"	豊岡 美喜	"
"	松本 作藏	"
"	米本 豊	"
"	友定 茂一	"
"	石井 初藏	"
"	門脇与喜藏	"
"	井上 準一	大字国坂
"	岩垣 常藏	"
"	山本 涼三	"

羽合土地改良区

理事 平田米三郎 東郷町大字長江  
理事 上向 鉄雄 赤碓町大字西宮

就任した役員の名及び住所

江北土地改良区

理事	森本 米藏	東伯郡北条町大字江北
"	西村 米藏	"
"	米本 豊	"
"	豊岡 美喜	"
"	石井 初藏	"
"	友定 茂一	"
"	門脇与喜藏	"
"	井上 久平	大字国坂
"	野島 克之	"
"	山本 涼三	"
"	井上 菊松	"
"	中口千代太郎	"

選挙管理委員会告示

監事	上岡 房治	"
"	北野 忠三	大字江北
理事	池信 清市	赤碓町大字西宮

住 所

東伯郡赤碓町大字赤碓一、六〇二番地  
 気高郡酒津村四〇五番地  
 東伯郡泊村大字泊一、五二一番地  
 西伯郡境港町大字福定一、七三二番地ノ一  
 米子市祇園町一丁目一四番地  
 鳥取市賀露町一、三三三番地  
 岩美郡岩美町大字網代一〇六番地

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和二十九年八月十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の当選証書を附与した者の住所及び氏名は次のとおりである。

昭和二十九年八月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

氏 名	附 与 年 月 日
秋田 政藏	昭和二十九年八月二十日
瀧本 仙市	昭和二十九年八月二十日
北端 信一	昭和二十九年八月二十日
佐近 正晴	昭和二十九年八月二十日
島田亀太郎	昭和二十九年八月二十日
網田 亀七	昭和二十九年八月二十日
板倉 条三	昭和二十九年八月二十日

英文タイプライター  
東和タイプライター  
ブルースター計算器  
玉屋測量機

山陰代理店

有限会社 雑賀タイプライター商會

鳥取県公認 米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地  
電話(米子)一〇二二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取